

## 個人インターネットバンキング（WEBバンキング）サービス専用 定期預金規定

### 第1条（定期預金口座の開設）

「個人インターネットバンキング（WEBバンキング）サービス」（以下「本サービス」といいます。）により、お客様ご本人名義の定期預金口座を代表口座のお取引店で開設することができます。開設できる口座数は、当金庫所定の口座数までとします。この場合、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届印は代表口座のお届印と共に通とさせていただきます。

### 第2条（定期預金の追加預入）

本サービスにより登録された定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます。）に定期預金を預入することができます。

なお、預入できる定期預金は当金庫所定の明細数までとします。

### 第3条（定期預金の預入方法）

本サービスによる定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入方法は、あらかじめ指定された代表口座またはサービス利用口座から本サービスによる振替入金によってのみ預入するものとします。

### 第4条（預入単位）

この預金の1口あたりの預入金額は、1万円以上1,000万円未満で1円単位とします。

但し、自動継続後のこの預金の利息は除きます。預入金額は当金庫の都合により変更することがあります。

### 第5条（定期預金の種類）

本サービスを利用して預入する定期預金は、自動継続（元金継続、元利金継続）扱いとします。

### 第6条（預入日と適用金利）

1. 預入日は、本サービス操作当日とします。

なお、操作当日とは、本操作が完了した日をさすものとします。

2. この預金の適用金利は、預入日（または継続日）における当金庫所定の金利とし、満期日まで適用します。

なお、適用金利は本サービスの定期預金商品情報に表示いたします。

### 第7条（預入期間）

この預金の預入期間は3か月・6か月・1年とします。預入期間は当金庫の都合により変更することがあります。

#### 第8条（通帳・証書の発行）

この預金の通帳・証書の発行は行いません。

この預金の残高は本サービスの定期預金口座照会により確認することができます。

なお、この預金の満期日（自動継続日）前に満期のお知らせ（自動継続のお知らせ）を送付します。

#### 第9条（自動継続）

1. この預金は、当初預入された期間と同一の期間この預金に自動継続します。継続されたこの預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日の預入金額に応じたこの預金の当金庫所定の利率とします。

#### 第10条（利息）

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当金庫所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
2. この預金の利息の支払いは、満期日に元金に組み入れまたは代表口座に入金します。
3. 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときには最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 … 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満 … 約定利率×50%

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 第11条（預金の解約）

1. お客様の指定する定期登録口座に預入された個別のこの預金のうち、お客様が指定するこの預金に対して本サービスから解約の依頼をすることができます。
2. 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金の解約依頼に応じる場合、当金庫における解約手続きは、お客様が解約依頼の手続きを行った日とします。
3. 満期日に継続せず解約する場合は、満期日の前日までに本サービスにより解約予約の依頼を行うことで、満期日（休業日の場合は翌営業日）に自動的に解約し支

払います。また、満期日当日（休業日の場合は翌営業日）に解約する場合は、本サービスにより即時解約の依頼を行うことで支払います。

4. 解約予約の受付後に予約を取消す場合は、満期日の前営業日までに代表口座のある当金庫の店舗窓口に所定の「解約予約取消依頼書」を提出していただくことで取消しを行うこととします。
5. 解約後の元金・利息は代表口座へ入金します。

#### 第12条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第13条（届出事項の変更等）

1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 第14条（印鑑照合）

解約届、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第15条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 第16条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相

殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとします。複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知と同時に、当金庫に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務者または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします

3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

(1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

(2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

附則

この規定は、平成23年 9月 1日から施行する。